

町内どこからでも通える小規模特認校

高屋小学校で学んでみませんか

高屋小学校は、巨理町教育委員会から「小規模特認校」の指定を受けています。この指定によって、高屋小学校で学ぶことを希望する小学生は、町内全域から通学することができるようになり、令和6年9月1日現在26名の児童が他地区（通称 苺地区）より通学しております。全校児童62名という小規模な学校ですが、一人一人に目が行き届いた指導のもと、全員が主役の環境で、転入学した児童も生き生きと学校生活を送っています。



小規模特認校 Q&A



Q 入学・転学の手続きは？

まず、教育委員会または高屋小学校へ電話連絡をしてください。その上で、学校見学をしていただき、転入学を希望する場合には、願出書を提出してください。

Q 通学方法は？

自家用車による送迎等、保護者の責任において、通学していただくこととなります。通学費の補助は、ありませんので、ご了承ください。3年生以上は、自転車通学も可能です。

Q 受け入れ人数は決まっていますか？

在校生の人数に応じて教育委員会と小規模特認校で毎年協議の上、決定いたします。新1年生はもちろんですが、在校生の人数に応じて1年生から6年生まで、どの学年でも受け入れます。

Q 入学・転学する条件はありますか？

「小規模特認校の教育方針および特色ある教育活動などに賛同すること」と、「保護者の責任と負担において通学させる」ことが条件となります。

Q 中学校進学は、どうなりますか？

児童の住所地の通学区域にある中学校または、高屋小学校の区域にある中学校（巨理・荒浜・逢隈）のいずれかを選択できます。

申込方法：高屋小学校（0223-34-1756）または、教育総務課（0223-34-0509）へ電話でお申し込みください。見学も可能ですので、希望される場合は、電話にてご相談ください。